教職第1089号

教学第1973号

教保第704号

令和５年３月20日

　各県立学校長　様

教職員課総括課長

学校教育室長

保健体育課総括課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

ついては、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）」を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について、適切に対応するようお願いします。

また、マスク着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な対策の徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和５年５月８日に５類感染症に変更される予定であることから、学校等で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定について、令和５年５月７日までは、「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和４年７月26日付け教職第382号・教保第308号通知）により対応願います。

【資料】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver９） <https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html>

【担当】

○教職員に関すること　　　　　　教職員課厚生福利担当

（TEL　019-629-6126）

○高校教育に関すること　　　　　学校教育室高校教育担当

（TEL：019-629-6140）

○特別支援教育に関すること　　　学校教育室特別支援教育担当

（TEL：019-629-6142）

○健康・安全管理等に関すること　保健体育課学校健康安全担当

（TEL：019-629-6188）

○部活動等に関すること　　　　　保健体育課学校体育担当

（TEL：019-629-6190）